○中部地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字西浦八四一番四から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～一三・〇〇	八五・〇〇メートル 三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一三・〇〇～一〇・〇〇	八八・五〇〇 七・一四三	
		C 一九・〇〇～一三・〇〇	八五・〇〇 三〇・一三四	
		A 一〇・〇〇～一五七・三〇〇	八八・五〇〇 二四・〇一四	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	松阪市小津町字大坪四二一番一七から同市小津町字南東浦四五八番（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	柏原市国分本町一丁目八五番八から同市大字高井田五九五番三まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○近畿地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西宮市山口町下山口字藤丸一六三七番五から同市山口町上山口字六傳二一番一まで	前	四九・二〇～八五・四〇メートル	〇・〇五六キロメートル	
	後	四六・〇〇～六〇・四〇	〇・〇五六	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局琵琶湖河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

現告示図面（昭和四十二年建設省告示第二千五百六号）中、淀川水系河川区域図No.32からNo.34を次の通り変更し、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域。

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　滋賀県彦根市古沢町字姫袋、字北古町及び字沢町並びに原町字平野地内

使用の部分　滋賀県彦根市古沢町字姫袋、小野町字戸石山及び字船坂並びに原町字平野地内

○近畿地方整備局告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日　近畿地方整備局長　上総　周平

第1　起業者の名称　大阪府

第2　事業の種類　府道茨木亀岡線改築工事（大阪府茨木市安威二丁目地内から同市安威二丁目地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　大阪府茨木市安威二丁目及び東安威一丁目地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府茨木市耳原二丁目地内から同市桑原地内までの延長2,211mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道茨木亀岡線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

（号外第71号）　官　報　平成22年4月1日　木曜日　29

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、大阪府茨木市字五日市一丁目地内の一般国道171号との交差点を起点とし、同市清阪を経由して、京都府亀岡市を終点とする延長25.6kmの路線で、大阪府と京都府を結ぶ主要幹線道路である。

しかしながら、本件区間は自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員が5.5mから8.5mの2車線の道路であることから交通容量が不足しており、主要幹線道路として著しく機能が低下しており、安全かつ円滑な交通が阻害されている。